

フランス、研究開発事業に最適なロケーション

2010年12月6日 - 研究開発に関するフランスの国家戦略は次の3本柱からなる。第一に「医療・健康・食・バイオ」、第二に「環境問題・クリーンテクノロジー」、そして第三が「情報・通信・ナノテク」だ。

フランスでは研究開発事業を極めて重要と位置づけている。OECDのデータによれば2008年、フランスにおける研究開発の国内総支出は420億米ドル超で、GDPの2.1%にあたる。これはドイツに次いで欧州第2位である。数年前、わずかに減少した時期があったものの、現在は再び増加に転じている。またフランスは国際特許出願数でも2009年世界第6位、ノーベル賞・科学部門の受賞者は欧州第3位、数学のフィールズ賞(1936年創設)でも歴代52人の受賞者のうち11人がフランス人と、米国(13件)に次いで世界2位についている。

ここ数年、フランス政府はあらゆる分野での研究開発プロジェクトを拡大すべく、次の三本柱からなる政策を導入している。

- **産業クラスター**: 1995年に創設された産業クラスターは現在フランス国内に71ヶ所存在する。各クラスターでは大学研究者、企業研究者、そして各業界の関係者が手を結び、数々の共同研究開発プロジェクトが進められている。現在、その分野は主要なテクノロジー分野すべてに及んでいる。こうしたプロジェクトは国の援助を申請できる(過去3年間の国による助成金は20億ユーロにのぼる)ほか、地域の助成金を申請も可能である。さらに2008年の高等教育制度改定が各地域での産学連携の強化につながっている。現在、フランス国内のクラスターに拠点を持つ企業数は合計7,000社、うち外国企業は500社にのぼる。パリ近郊のサクレー(IT技術、バイオ)、グルノーブル(ナノテク)、トゥールーズ(航空宇宙産業)をはじめ、世界トップクラスのテクノロジーパークが続々と形成されつつある。
- **研究開発税額控除**: 2008年以来、フランスの研究開発税額控除制度は研究関連税のインセンティブとして欧州で最高率を誇る。これは各企業に対し、初年度、研究開発支出の50%を控除(翌年は40%、3年目は30%を控除)するもので、2008年の1年間で、2,000社を超える外国企業が利用している。
- **新技術・代替技術への投資**: フランス政府は2010年より今後成長が見込まれる産業への投資を進めている。投資額はすでに350億ユーロ規模、うち研究開発への融資額は79億ユーロに達している(医療・バイオ、および教育用複合病院5拠点到計24億ユーロ、優れた研究実績をもつ研究所に10億ユーロ、研究開発機器に10億ユーロ)。国によるこうした投資をきっかけに民間セクターからの投資も拡大するものと見込まれており、最大で2倍に増加すると期待されている。

近年、外国企業の子会社がフランスの研究開発環境に大きな役割を果たしている。現在フランスでは、外国企業による研究開発事業が研究開発総支出の22.5%を占めるに至っている。

ここ数年間、外国企業が次々とフランスに研究開発拠点を構えている。対仏投資庁が把握しているだけでも2000年以降、外国企業によるフランス国内での研究開発プロジェクトは350件にのぼり、あわせて15,000名近くの研究者や技術者の雇用を創出している。研究開発支出が特に多い分野は電気・電子、IT、医療機器分野だ。スイスのノヴァルティス社がルイユ・マルメゾンに欧州腫瘍学臨床研究センターを設立、伊Sorin SpA社はClamartに人工心肺装置・心臓弁などの医療機器開発センターを設立、中国の華為(ファーウェイ)はセルジーに基礎研究センターを設置するなど、2009年フランスに研究開発センターを新設・拡張した外国企業は42社にのぼる。2007年時点での研究開発投資プロジェクトは17件であることから、同年と比較すると3倍近くも増大している。

アーンスト・アンド・ヤング社が毎年発行する「欧州の人気投資先に関する調査」(2010年6月)で、2009年フランスは「外国企業の研究開発拠点受け入れ数」で欧州第2位、「雇用創出数」で欧州第1位にランクインした。

「フランスは研究開発を国家的優先事項と位置づけており、欧州で最高率を誇る研究開発税額控除制度の導入、産業クラスターの強化充実、さらには代替技術の研究開発投資という三本柱を掲げている。こうした政策により、投資先としてのフランスの魅力が一層高まっていることは明らかだ。この2年間、外国企業の研究開発センターの進出が目覚しく増加しており、2009年には42社に達している」と、対仏投資庁長官ダヴィッド・アピアは述べている。

対仏投資庁(略称 AFII)

フランスへの国際投資誘致、進出企業向け支援を担当する国の機関。全世界におよぶネットワークで機能し、フランス全土の地方経済開発局との連携により、外国企業にビジネスチャンスを提供、ニーズに応じたサービスを提供している。詳細情報はウェブサイトをご参照ください。<http://www.investinfrance.org/jp/>

詳細については、以下へお問い合わせ下さい。

在日フランス大使館 対仏投資庁 広報担当 ジェレミ・エルヴェ(Jérémy HERVÉ) TEL: 03-5798-6144 (直通)

フランス大使館企業振興部・ユビフランス 広報室 TEL: 03-5798-6127